

平成26年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1	職員の競争試験及び選考の状況	1 P
	(1) 採用試験	1 P
	(2) 採用選考	6 P
	(3) 昇任試験	7 P
	(4) 昇任選考	8 P
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成26年10月14日）の骨子	9 P
3	職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	13 P
4	職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	14 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第 15 条において任用の根本基準として「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、職員採用上級試験等 5 種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等 3 種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うこととしている。

なお、平成 16 年度からは身体障害者を対象とした職員採用選考試験も実施している。

(1) 採用試験

平成 26 年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験 797 名（対前年 10.3%の減）、中級試験 25 名（対前年 13.8%の減）、初級試験 259 名（対前年 1.2%の増）、警察官 455 名（対前年 2.4%の減）となっている。

なお、平成 26 年度に受験者確保のために行った広報活動は次のとおりである。

- ① 人事委員会のホームページ（先輩職員からのメッセージを刷新）、携帯サイトでの広報
- ② 職員採用パンフレットの作成（7 ページ、900 部）
- ③ 新聞への広告（3 回）
- ④ 広報広聴課の行う広報媒体（さん SUN 高知、テレビ、ラジオ）による広報
- ⑤ 高知県職員採用ガイダンスの実施（平成 27 年 3 月開催 141 人参加）
- ⑥ 学校での説明会（延べ 3 回）
- ⑦ 学校、障害者団体等への試験案内の送付（約 920 件）
- ⑧ U・I ターン就職説明会への参加（3 回）

ア 試験の種類等

平成26年度に行った採用試験の種類の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上 級	大学卒業程度	(行政・TOSA以外) 教養試験 専門試験 (行政・TOSAのみ) 記述式試験 論文試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中 級	短期大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ) 論文試験(技術以外)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	教養試験 小論文試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官A(男性)及びB(男性)の第1次試験は、警視庁(東京都)、大阪府警察本部及び兵庫県警察本部と共同で実施している。
2. 警察官の試験区分のうちAは大学卒業者、Bはその他の者を対象とする(以下、各表について同じ。)

イ 実施日程

平成26年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	試験公告	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上 級 (行政・TOSA)	4月11日	4月14日 ～5月7日	5月25日	7月19日 7月30日～8月10日	8月20日
上 級	4月25日	5月7日 ～5月22日	6月22日	日、8月16日	
上 級 (特別募集)	12月16日	12月16日 ～1月6日	1月18日	2月7日～ 2月8日	2月25日
中・初 級	7月15日	8月18日 ～9月3日	9月28日	10月25日 11月10日～ 11月13日	11月25日
警察官 A (男性・女性)	4月11日	4月14日 ～5月22日	7月18日	7月27日 8月11日～ 8月16日	8月27日
警察官 B (男性・女性)	7月15日	8月18日 ～9月3日	10月26日	11月3日 11月14日～ 11月18日	11月28日

- (注) 上級試験においては、試験日程の連絡ミスにより、受験できなかった者がいたことから、この者への受験機会の確保のため、8月27日に第2次試験(口述試験)を実施した。

ウ 採用試験の実施状況

平成26年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 上級試験

(単位 人)

試験区分	区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (27.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
選択志望職種 (事務職種)	行政	209	164	373	158	116	274	18	17	35	—	18	17	35
		18	37	55	17	26	43							
	警察事務	14	30	44	13	24	37	3	8	11	—	3	8	11
		75	51	126	52	45	97							
	学校事務	27	33	60	24	24	48	5	5	10	—	5	5	10
		171	107	278	118	86	204							
小計		250	227	477	195	164	359	26	30	56	6.4	26	30	56
行政・TOSA		222	131	353	165	113	278	8	9	17	16.4	6	8	14
土木		16	0	16	14	0	14	6	0	6	2.3	5	0	5
土木(特別募集)		25	2	27	16	2	18	5	0	5	3.6	5	0	5
建築		6	2	8	3	2	5	1	0	1	5.0	1	0	1
農業		30	17	47	29	16	45	3	6	9	5.0	3	6	9
畜産		4	3	7	4	3	7	1	0	1	7.0	1	0	1
林業		10	5	15	10	5	15	3	2	5	3.0	3	2	5
水産		7	5	12	6	5	11	1	2	3	3.7	1	2	3
化学		13	3	16	10	3	13	2	0	2	6.5	2	0	2
電気		12	0	12	9	0	9	3	0	3	3.0	3	0	3
保健師		1	13	14	1	8	9	0	6	6	1.5	0	6	6
社会福祉(児童福祉)		1	5	6	1	5	6	1	2	3	2.0	1	2	3
社会福祉(心理)		3	6	9	3	5	8	0	2	2	4.0	0	2	2
医療ソーシャルワーカー(県立病院)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		600	419	1,019	466	331	797	60	59	119	6.7	57	58	115

(注) 選択志望職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(イ) 中級試験

(単位 人)

試験区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (27.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
司書	4	24	28	4	21	25	0	2	2	12.5	0	2	2

(ウ) 初級試験

(単位 人)

試験区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (27.4.1現在)			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	
選択志望職種 (事務職種)	行政	88	59	147	81	53	134	7	10	17	—	6	7	13
		18	29	47	16	27	43							
	警察事務	19	27	46	18	25	43	0	3	3	—	0	2	2
		33	39	72	29	35	64							
	学校事務	26	48	74	21	43	64	5	6	11	—	5	5	10
		67	54	121	62	49	111							
県立病院事務	0	0	0	0	0	0	1	0	1	—	1	0	1	
	8	6	14	7	5	12								
小計	133	134	267	120	121	241	13	19	32	7.5	12	14	26	
土木	9	1	10	9	1	10	2	1	3	3.3	1	1	2	
林業	8	1	9	7	1	8	1	0	1	8.0	0	0	0	
合計	150	136	286	136	123	259	16	20	36	7.2	13	15	28	

(注) 選択志望職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(工) 警察官

a 高知県志望者

(単位 人)

試験区分		区分		受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (27.4.1現在)
		男性	女性				
A	男性	192	41	4.7	38		
	女性	57	18	3.2	14		
B	男性	165	37	4.5	31		
	女性	41	12	3.4	9		
合計		455	108	4.2	92		

b 他団体志望者(共同実施分)

(単位 人)

志望団体	区分	採用予定者数	受験者数			合格者数
			第1志望	第2志望	合計	
東京	A	3	4	47	51	1
	B	2	5	42	47	4
大阪	A	3	0	64	64	3
	B	2	1	50	51	1
兵庫	A	3	2	54	56	1
	B	2	6	48	54	1
合計		15	18	305	323	11

工 試験成績の開示請求の状況

(単位 人、%)

試験区分	第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上級	550	34	6.2%	160	48	30.0%
中級	17	1	5.9%	6	1	16.7%
初級	178	10	5.6%	45	21	46.7%
警察官	227	16	7.0%	120	30	25.0%
計	972	61	6.3%	331	100	30.2%

(注) 1. 上記は、高知県個人情報保護条例第23条の規定に基づく口頭による開示請求及び郵送による請求に対する情報提供の状況である。

2. 第1次試験の人数には、第2次試験受験者で最終合格決定日までに辞退した者を含む。

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成 26 年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4 等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不相当であると認める場合

ア 一般職員

（身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上）

（単位 人）

職種		職の等級				
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5～7 等級
事務系	一般事務	2	4	7	2	6
	管理主事等			4	1	
	計	2	4	11	3	6
技術系	医師		2	1	3	
	獣医師					4
	土木	2		2		
	林業	1				
	建築					1
	研究職					1
	薬剤師					4
	看護師					25
	その他		3	1	1	15
計	3	5	4	4	50	
合計		5	9	15	7	56
任命権者委任分 (医師)						5

(注) 医師の 5 等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分 (医師)」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
	警察官		11	6	1

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験区分	区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (27.4.1現在)
行政 (初級試験相当)		9	1	-	1
		6			
学校事務 (初級試験相当)		6	1	-	1
		9			
合計		15	2	7.5	2

(注) 行政及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成26年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分	受験者数	合格者数	倍率
	警部	一般試験	89	12
専門試験		25	3	8.3
警部補	一般試験	140	27	5.2
	専門試験	49	3	16.3
巡査部長	一般試験	332	37	9.0
	専門試験	15	3	5.0
合計	一般試験	561	76	7.4
	専門試験	89	9	9.9

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成26年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種	職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	事務		9	34	54
技術		9	3	80	66
合計		18	37	134	114

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警視	警部	警部補	巡查部長
	警察官		8 (5)	1 (26)	21 (18)

(注) () 内は退職時昇任の数である。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

■職員の給与等に関する報告及び勧告（平成26年10月14日）の骨子

1 ボーナスの支給月数は9年ぶりの引上げ、給料表は改定なし

～ 行政職の平均年間給与は6年ぶりの引上げ（3.7万円、0.7%増） ～

- (1) 民間のボーナス（3.94月）との均衡を図るため、期末手当・勤勉手当を引上げ（0.1月分）
- (2) 月例給は、職員が民間を下回っていることが認められたが、その較差は極めて小さい（293円、0.08%）

2 獣医師等の初任給調整手当を引上げ

1 民間給与との比較

県内106事業所の3,921人の個人別給与を实地調査（調査完了率 93.8%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与（A）	職員（行政職）の給与（B） （平均年齢 43歳4月）	較差（A）－（B） （（A－B）÷B×100）
350,179円	349,886円	293円（0.08%）

【ボーナス】 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		（参考）国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成26年	3.94月	3.85月	4.12月	3.95月

2 本年の給与等に関する事項

(1) 改定の内容

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師等の支給月額を国に準じて引上げ
410,900円 → 412,200円
- (イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師等の支給月額を引上げ
66,900円 → 67,100円
- (ウ) 獣医師の支給月額及び支給期間の限度を引上げ
30,000円、10年 → 50,000円、15年

イ 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.85月分 → 3.95月分
（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期		12月期	
26年度	期末手当	1.20月	（支給済み）	1.35月	（改定なし）
	勤勉手当	0.65月	（支給済み）	0.75月	（現行0.65月）
27年度以降	期末手当	1.20月		1.35月	
	勤勉手当	0.70月		0.70月	

ウ 単身赴任手当

民間の支給状況等を踏まえ、再任用職員にも国に準じて支給

(2) 実施時期

- 平成26年12月期の期末手当・勤勉手当
平成26年12月1日
- 初任給調整手当、平成27年度以降の期末手当・勤勉手当及び単身赴任手当
平成27年4月1日

(3) 勧告に基づく職員の平均年間給与額の試算（行政職 平均年齢43歳4月）

	勧告前 (A)	勧告後 (B)	(B) - (A)
平成26年	561.1万円	564.8万円	3.7万円

(4) 報告事項

ア 給料表

職員の給与が民間給与を下回っているが、その較差は極めて小さなものであり、給料表の改定を行わないことが適当

イ 通勤手当

東京都の特別区、大阪市及び名古屋市に所在する公署に勤務する職員に係る自動車等使用者についての支給額を国に準じて引上げ

ウ その他給与に関する事項

- (ア) 教員に特有の手当については、国の動向を注視し、本県の実情を踏まえ適切に対応することが必要
- (イ) 勤務実績の昇給への反映については、その前提となる人事評価における評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などが重要であり、制度や運用の充実に引き続き努力していくことが必要

3 給与制度の総合的見直しに関する事項

(1) 改定の内容

ア 地域手当

医師等に対する支給割合を国に準じて引上げ 15% → 16%

イ 単身赴任手当

民間の支給状況等を踏まえ、国に準じて引上げ

- (ア) 基礎額 23,000円 → 30,000円
- (イ) 加算額の限度 45,000円 → 70,000円

ウ 管理職員特別勤務手当

災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に、国に準じて支給

(2) 実施時期等

平成27年4月1日から段階的に実施

(3) 報告事項

給与構造改革以降、制度は国、水準は地域の民間との均衡を図ることを基本的なスタンスとしており、そうした認識のもと、資料に示すとおり、人事院が指摘した課題が本県にも当てはまるのか、国家公務員との均衡も念頭に検討

これまで、本県は、地域の民間との均衡を図るため、独自に水準調整した給料表を導入するとともに、特別給については国家公務員を下回る水準で改定

また、給与制度の適正な運用に最大限努めてきたところであり、職務給の原則に基づく厳格な昇格運用や勤務実績の給与への反映を実施

これらの取組の結果、本県では、地域における民間との均衡が保たれており、国家公務員のように50歳台後半層の職員の給与水準が民間を上回る状況は生じておらず、地域における国家公務員の給与水準を下回る状況にあることから、現時点では特段の見直しが必要と認められないため、地域間及び世代間の給与配分の見直しによる給料表の改定は行わず、現行のまま据え置くことが適当

4 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

引き続き、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性を高めていくことが必要であり、研修や評価に関わる面談の機会などを通して職員の制度理解を深めるとともに、地方公務員法改正の趣旨も踏まえつつ、制度や運用全般に対する工夫や改善の視点を持ち、取り組むことが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

縮減に向けた様々な取組にもかかわらず、県政上重要な課題への対応等により時間外勤務は増加傾向が見られ、なお業務の進め方の工夫・改善などに努めることが重要

各任命権者のそれぞれの実情に応じて、なお一層、きめ細かに縮減に向けて取り組むとともに、管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理が自らの重要な職責であることを自覚し、適切な勤務時間管理に努めることが必要

時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、組織的に縮減に取り組むことが重要

学校現場では、教員の負担感・多忙感の解消に努めていくことが必要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要

特に、メンタルヘルス対策については、重点的な取組が必要であるため、予防から再発の防止に至るまでの各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要

(4) 職業生活と家庭生活の両立

引き続き、育児休業等を取得しやすい環境の整備に取り組むとともに、母性保護に関する取組や男性職員の育児参加を促進することが必要

子育てのための休暇等の制度については、若い世代や子どもがいない職員を中心として、認知度が十分でないことを踏まえ、更なる取組が必要

策定中の次世代育成支援行動計画については、仕組みづくりと意識形成の両面から実効性のある計画が策定され、確実な実行がなされることを期待

(5) 良好な勤務環境の確保

セクシュアル・ハラスメントについては、その性格上水面下のものとなりがちなことなどもあり、引き続き意識の啓発、相談制度の一層の周知などに努めていくこ

とが必要

パワー・ハラスメントについては、指導との線引きが難しいケースもあり、研修の更なる充実などにより管理職員等の意識の向上に取り組むとともに、相談制度の一層の周知などに努めていくことが必要

アンケート結果を踏まえ、ハラスメントの背景や要因の分析等を通じて、より実効性のある対策につなげていくことが必要

(6) 雇用と年金の接続

引き続き再任用制度の周知や意向調査等により、培ってきた能力や経験が生かせる職務への配置に努めることが必要

今後さらに再任用職員の増加が見込まれることなどから、職員全体のモチベーションの確保、組織活力の維持、若手職員の安定的・計画的な確保等を念頭に置いた中長期的な人事管理の在り方の検討が必要

本年は給料表の改定は行わないが、再任用職員の給与の在り方については、引き続き人事院の動向を注視していくことが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成26年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
1,101(1)	0	1,101(1)	0	0	1,101(1)	0	0	0	0	0

※ 打切を行ったのは、昭和43年の1,101件(1事案)の大量事案である。

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成26年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

不服申立て件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
3	1	4	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	4

※ 年度末係属数のうち3件は、昭和41年以前の事案である。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
1	0	1	0回	5回	5回	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
5,283 (15)	0	5,283 (15)	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	5,283 (15)

※ 係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。